

第2章 給料・手当等

○鳥羽志勢広域連合職員の給与に関する条例

〔平成16年10月1日〕
〔条例第2号〕

鳥羽志勢広域連合職員の給与に関する条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第14号）の全部を改正する。

鳥羽志勢広域連合職員に支給する給与については、志摩市職員の給与に関する条例（平成16年志摩市条例第55号）の例による。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。